

託送供給約款の届出について

当社は、新規供給事業者が当社の送配電ネットワークをご利用いただく場合の託送料金について、平成17年4月1日から料金引下げを実施することとしました。

また、同日から施行される改正電気事業法に基づく託送制度の変更に対応するため、接続供給約款および振替供給約款の内容を見直すとともに、両約款を新たに託送供給約款として設定し、本日、経済産業大臣に届出を行いました。

概要は次のとおりです。

1.料金改定の概要

当社は、送配電ネットワークに係る一層のコストダウンなど、経営効率化の成果と今後の効率化努力を最大限に織り込むことにより、託送料金の引下げを行うことといたしました。

具体的には、平成17年度の1年間を原価算定期間とし、経済産業省令（一般電気事業託送供給約款料金算定規則）に基づき託送関連コストを算定した結果、高圧で供給する場合の平均単価は5.00円/kWh、特別高圧で供給する場合の平均単価は1.90円/kWhとなり、それぞれ、0.62円/kWh(11.0%)、0.15円/kWh(7.3%)の引下げとなります。

託送関連コスト(平均) (円/kWh)

	現行	改定	引下げ幅	改定率
高圧で供給する場合	5.62	5.00	▲0.62	▲11.0%
特別高圧で供給する場合	2.05	1.90	▲0.15	▲7.3%

2.託送供給約款の概要

改正電気事業法の施行に基づく託送制度の変更に対応するため、所要の

見直しを行いました。主な変更点は、以下のとおりです。

- ・ 接続供給約款および振替供給約款を、託送供給約款として一本化しました。
- ・ 新規供給事業者に対する不足供給料金について、新しい料金を設定しました。

以上

(参考) [電力小売託送についての約款・要綱はこちら](#)
[料金単価表](#)

料金単価表

[託送供給約款]

※今回改定料金から、各料金単価は消費税を含めたものとしています。

1.送電サービス料金

			単価 (税込み)	改定 料金	
標準 接続送電 サービス料金	高圧で 供給する場合	基本料金(円/kW)	567.00	525.00	
		電力量料金(円/kWh)	3.76	3.34	
	特別高圧で 供給する場合	基本料金(円/kW)	383.25	346.50	
		電力量料金(円/kWh)	1.37	1.26	
時間帯別 接続送電 サービス料金	高圧で 供給する場合	基本料金(円/kW)	567.00	525.00	
		電力量料金 (円/kWh)	昼間	4.28	3.80
			夜間	2.99	2.70
	特別高圧で 供給する場合	基本料金(円/kW)	383.25	346.50	
		電力量料金 (円/kWh)	昼間	1.55	1.39
			夜間	1.09	1.07
ピークシフト割引(円/kW)		高圧で供給する場合	481.95	446.25	
		特別高圧で供給する場合	325.50	294.00	
近接性評価割引(円/kWh)			0.04	0.05	
予備送電 サービス料金 (円/kW)	A	高圧で供給する場合	82.95	77.70	
		特別高圧で供給する場合	68.25	63.00	
	B	高圧で供給する場合	161.70	152.25	
		特別高圧で供給する場合	105.00	100.80	

(注)比較のため、現行料金も消費税を加えたものを記載しています。

2.不足供給料金(負荷変動対応電力料金)

				現行料金	改定料金
標準変動範囲内電力料金(円/kWh)				8.64	8.38
選択変動範囲内電力料金 【新たに設定】	基本料金(円/kW)			—	840.00
	電力量料金 (円/kWh)	昼間	夏季	—	16.03
			その他季	—	11.33
		夜間		—	10.13
変動範囲超過電力料金(円/kWh) 【新たに設定】	昼間	夏季	—	73.87	
		その他季	—	45.68	
	夜間		—	38.52	

(注1)比較のため、現行料金も消費税を加えたものを記載しています。

(注2)選択変動範囲内電力料金の基本料金を除く負荷変動対応電力料金については、燃料費調整を行います。